

京都市動物園広報業務委託仕様書

京都市動物園広報業務委託（以下「本業務」という。）について、以下のとおり定める。

1 総則

(1) 京都市動物園は、平成 21 年度に策定した新「京都市動物園構想」に基づき、開園しながら約 7 年間に渡る施設整備を行い、リニューアルが完了した平成 27 年 1 月 8 日にグランドオープンした。以後、京都市動物園グランドオープン記念事業として、新施設の活用を中心とした様々なイベント等を実施しており、平成 28 年度についても引き続き同事業を実施する予定である。

また、これらの施設整備により、本園の平成 27 年度における年間入園者数については、29 年ぶりに 100 万人を突破した。

本業務については、効果的な広報業務を実施することで、京都市動物園の魅力をより多くの方に知っていただくとともに、その運営や取組についても関心を持っていただくことを目的とする。

(2) 本業務の受託人（以下「受託者」という。）は、京都市動物園が、明治 36 年 4 月に市民有志からの寄附金を基に、全国で 2 番目に開園した歴史ある動物園であり、京都市の芸術文化観光振興施策上及び市政運営上、極めて重要な施設であることを十分理解したうえで業務を実施すること。

(3) 受託者は、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守のうえ、本仕様書に基づき誠実かつ完全に遂行すること。

2 対象施設

所在地 京都市左京区岡崎法勝寺町 岡崎公園内
名称 京都市動物園（以下「委託者」という。）

3 委託期間

契約の日から平成 29 年 3 月 31 日まで

4 委託内容

(1) 実施計画

本業務の実施に当たっては、以下の業務内容に基づいた実施計画を策定し、事前に委託者の承認を得ること。また、複数の広報媒体を組み合わせることで、幅広い層に向けた広報を実施すること。

なお、交通広告等を実施する際、協賛企業と合同での広報物を作成することは構わないが、事前に委託者の承認を得ること。

ア 京都市動物園に関する広報

特に閑散期の対策として、新施設や季節ごとの見どころ等を PR すること。

イ 京都市動物園グランドオープン記念事業に関する広報

主要事業（テレビ番組放映や夜間開園等）を PR すること。

ウ 企業・団体向け広報

企業・団体等に対し、福利厚生事業による団体入園や年間入園券の販売等につ

いてPRすること。

エ 京都市動物園サポーター制度の広報

京都市動物園サポーター制度（京都市動物園Zoo〜っとサポーター）をPRすること。

なお、同制度により委託者が認定したサポーターが、任意で受託者と契約を締結し、認定内容に際して必要なデザインや広告物等を制作することは差し支えないが、紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任において解決することとし、委託者は一切の責任を負わない。

オ 交通広告

京都市交通局の地下鉄やバス等を利用した交通広告を実施すること。

カ SNS（ソーシャルネットワークサービス）やICTの活用

委託者はFacebookの公式アカウントを取得済みであり、今後はTwitterやinstagramについても、アカウントを取得する可能性がある。

また、京都市動物園ホームページ（<http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>）を開設し、施設やイベント等の情報を提供している。加えて、youtubeによる動画公開も実施しているので、これらを活用した広報を実施すること。

キ 外国人観光客向け広報

委託者は、京都市動物園ホームページ及び園内で配付している園内マップについて、英語版、中国語（簡体字）版、ハングル版を提供しているため、これらを活用し、外国人観光客に向けてPRすること。

(2) 広告デザイン・ビデオ等の広報物の企画・制作

本業務の実施に当たり、広告デザインや動画制作等が必要となった場合、本業務の範囲において企画・制作すること。広報物の作成に当たっては、コントラストをJIS X8341-3に準拠する等ウェブアクセシビリティの確保・向上に努め、事前に委託者の承認を受けること。

(3) 効果測定

実施した広報業務について、客観的な数値を用いて効果を測定し、委託者に報告すること。なお、委託者が提供可能な主な情報については、以下のとおり。

ア 入園者数（日別）

イ 京都市動物園ホームページ閲覧者数（言語・月別）

(4) その他必要となる付帯業務

5 その他

- (1) 当該契約における委託料の支払いについては、委託者が毎月業務終了後、受託者からの適法な請求書の提出を受け、業務委託料を4分割し、平成28年6月、9月、12月、29年3月の業務終了後、支払うこととする。
- (2) 本契約委託業務終了時に他の業者への引継ぎがある場合は、誠実に対応すること。
- (3) この仕様書に定めのないことについては、委託者及び受託者双方による協議のうえ決定するものとする。